

# 法人事業税



税額 = 各事業毎に定められた区分に対する課税標準額 × 税率

## (1) (2) ~ (4) 以外の事業

区 分		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
外形標準課税対象法人 (※1)	付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%			
	資本割	0.2%		0.3%	0.5%			
	所得割	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
		年400万円超 年800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
		年800万円超の所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
3以上の都道府県に事業所を有し、かつ、 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得		2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%		
特別法人 (※2)	所得割	年400万円以下の所得	2.7%		3.4%	3.5%		
		年400万円超の所得	3.6%		4.6%	4.9%		
		3以上の都道府県に事業所を有し、かつ、 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	3.6%		4.6%	4.9%		
上記以外の法人	所得割	年400万円以下の所得	2.7%		3.4%	3.5%		
		年400万円超 年800万円以下の所得	4.0%		5.1%	5.3%		
		年800万円超の所得	5.3%		6.7%	7.0%		
		3以上の都道府県に事業所を有し、かつ、 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	5.3%		6.7%	7.0%		

※1 資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)

※2 法人税法別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人

## (2) 電気供給業( (3) に記載の事業を除く)、ガス供給業のうち一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業、保険業、貿易保険業

区 分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.7%	0.9%	1.0%

## (3) 電気供給業のうち小売電気事業、発電事業、特定卸供給業

区 分		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	付加価値割	/			0.37%
	資本割	/			0.15%
上記以外の法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	所得割	/			1.85%

## (4) ガス供給業のうち特定ガス供給業

区 分	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.48%
付加価値割	0.77%
資本割	0.32%

## ◎特別法人事業税・地方法人特別税（国税）

### （1）特別法人事業税（R1.10.1以後に開始する事業年度）

区分	税率		
	R1.10.1～R2.3.31に開始する事業年度	R2.4.1以後に開始する事業年度	R4.4.1以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	260.0%		
外形標準課税対象外で普通法人の基準法人所得割額	37.0%		
外形標準課税対象外で特別法人の基準法人所得割額	34.5%		
下記の法人以外の収入金課税法人の基準法人収入割額	30.0%		
電気供給業のうち、発電・小売電気事業を営む法人の基準法人収入割額	30.0%	40.0%	
ガス供給業のうち、特定ガス供給業を営む法人の基準法人収入割額			62.5%

### （2）地方法人特別税（R1.9.30までに開始する事業年度）

区分	税率			
	H20.10.1～H26.9.30に開始する事業年度	H26.10.1～H27.3.31に開始する事業年度	H27.4.1～H28.3.31に開始する事業年度	H28.4.1～R1.9.30に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%
外形標準課税対象外で普通法人の基準法人所得割額	81.0%		43.2%	
外形標準課税対象外で特別法人の基準法人所得割額	81.0%		43.2%	
収入金課税法人の基準法人収入割額	81.0%		43.2%	

## ■法人の県民税



### （1）均等割

法人等の区分		納める額	
資本金等の額	市町村内の従業者数	県民税（年額） （森林環境税を含む）	市町村民税（年額）
50億円超	50人超	840,000円	3,000,000円
	50人以下		410,000円
10億円超50億円以下	50人超	567,000円	1,750,000円
	50人以下		410,000円
1億円超10億円以下	50人超	136,500円	400,000円
	50人以下		160,000円
1千万円超1億円以下	50人超	52,500円	150,000円
	50人以下		130,000円
1千万円以下	50人超	21,000円	120,000円
	50人以下		50,000円
上記以外の法人等		21,000円	50,000円

※森林環境税として法人県民税均等割に5%の超過課税を実施しています。

※「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいいます。

◎平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、「資本金等の額（上記の額から無償増減資等の額を加減算した額）」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い方の額になります。

### （2）法人税割

法人等の区分	H26.9.30以前に開始する事業年度		H26.10.1～R1.9.30に開始する事業年度		R1.10.1以後に開始する事業年度	
	県民税（税率）	市町村民税（税率）	県民税（税率）	市町村民税（税率）	県民税（税率）	市町村民税（税率）
下記以外の法人	法人税額の5.8%		法人税額の4.0%		法人税額の1.8%	
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額の5.0%	法人税額の12.3%～14.7%（各市町村の条例で定められています）	法人税額の3.2%	法人税額の9.7%～12.1%（各市町村の条例で定められています）	法人税額の1.0%	法人税額の6.0%～8.4%（各市町村の条例で定められています）

※社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等の経費に充てるため、法人県民税法人税割に0.8%の超過課税（上表上段の税率）を実施しています。